

## 稲わら等産地・保管状況確認制度の概要について

### 1 趣 旨

東北・北関東で生産された放射性物質汚染稲わら問題では、本県産牛肉に風評被害が生じています。

そこで、生産者、流通販売業者等の求めに応じ、牛飼養農家が使用している稲わら等の産地、収集時期及び保管状況について、県が確認書を発行し、県産牛肉の流通円滑化と消費者の安心と信頼を確保します。

### 2 制度の概要

項 目	内 容
対 象 農 家 と 申 請	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内の牛飼養農家が対象となります。</li><li>・ 最寄の家畜保健衛生所に、出荷の5日前までに、次ページの申請書を提出してください。</li></ul>
確 認 書 の 交 付	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 家畜保健衛生所で、確認申請に添付された原発事故以降に使用した稲わら、麦わら、牧草の産地、収集時期、保管状況を証する書類を確認します。</li><li>・ 基準に適合していると確認できれば、「稲わら等の産地・保管状況確認書」を出荷ロット毎に交付します。</li></ul>
申 請 者 の 遵 守 事 項	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 申請に当っては、伝票及び飼料販売業者からの生産履歴を証する書類を整備してください。</li><li>・ 確認書の交付を受けてから、牛を出荷するまでの間、確認を受けたもの以外の稲わら等を給与しないでください。</li></ul>
注 意 事 項	<p>確認書を取消しする場合があります。御注意願います。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 虚偽申請等、本制度の信頼を損ねる事実を確認した場合は、確認書を取消しします。(急を要する場合は、電話口頭で連絡)</li><li>・ 取消しを受けた農家は、速やかに出荷先に通報してください。</li></ul>

### 3 制度開始年月日

平成23年7月27日（水）から、次の家畜保健衛生所で受け付けます。

家畜保健衛生所	電 話 番 号
東部家畜保健衛生所	055-978-3131
東部家畜保健衛生所富士分室	0545-65-2392
中部家畜保健衛生所	0547-37-1158
西部家畜保健衛生所	0538-37-2274
西部家畜保健衛生所浜松分室	053-434-2921

(別紙様式 1 号)

平成 年 月 日

静岡県〇〇家畜保健衛生所長 様

申請者住所

〃 氏名

\*法人にあつては、その事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名

稲わら等産地・保管状況確認申請書

稲わら等産地・保管状況確認制度の趣旨を理解し、稲わら等産地・保管状況確認制度実施要領第 8 条に基づく生産者遵守事項を遵守しますので、下記の事項について確認してください。

記

1 対象牛

種 類 (黒毛和種・F1・乳用種等の別)	個体識別番号	生年月日	出荷予定日	出荷予定先 (電話・FAX)

2 1 の対象牛に平成 23 年 3 月 11 日以降に飼料及び敷料に使用した稲わら等

稲わら等 の種別	産 地	収穫又は収集 の時期	保管の状況(該当に○を記入)		
			屋内	ラップ等 で被覆	屋外

\* 稲わら等の種別：稲わら、麦わら、牧草の別を記入

\* 稲わら等の放射性セシウム検査済みのものは、検査証明書等を添付すること。

# 稲わら等産地・保管状況確認制度の事務の流れ

